

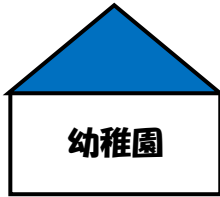
教育・保育の場



市内には、6種類の施設があります

◎大塚・三谷地区 ◆中央地区 ▼塩津地区 ●形原・西浦地区

(㊦私立 ㊧公立)



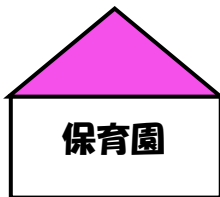
◎㊦蒲郡あさひこ幼稚園 66-5300
▼㊦蒲郡あけぼの幼稚園 66-1511



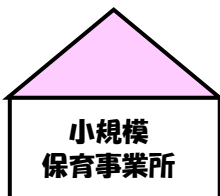
◆㊦木船幼稚園 69-4418



▼㊦鹿島こども園 68-5736



◎㊧大塚保育園 (建替えの為休園)	◎㊧大塚西保育園 59-7014
◎㊧三谷東保育園 68-5853	◎㊧三谷西保育園 68-3319
◎㊦みどり保育園 68-3418	
◆㊧府相保育園 68-2331	◆㊧東部保育園 68-5653
◆㊧中部保育園 68-4989	◆㊧南部保育園 68-3384
◆㊧西部保育園 68-2343	◆㊧北部保育園 68-5482
▼㊧塩津保育園 68-3840	
●㊧形原保育園 57-2600	●㊧形原北保育園 57-4301
●㊧西浦保育園 57-2709	●㊧形原南保育園 57-2809



▼㊦むつみの丘 56-7311



◆蒲郡バプテスト教会 光の園 68-6259
●おひさまキッズ 56-0345



どう違うの？



幼稚園

満3歳児・3～5歳児

小学校以降の教育の基礎をつくるための教育をします。
各幼稚園で特色ある幼児教育を行っています。



認定こども園
<幼稚園型>

2～5歳児 **幼稚園+2歳児保育**

認定が必要です。

小学校以降の教育の基礎をつくるための教育をします。
保育が必要な2歳児の保育も行っています。

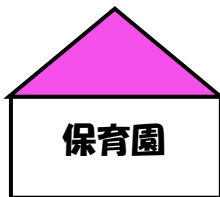


認定こども園
<幼保連携型>

0～5歳児 **保育園+3歳児～5歳児教育**

認定が必要です。

3～5歳児で、保育が必要なくなった場合、定員内で保育
の継続が可能です。

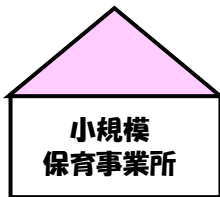


保育園

0～5歳児

認定が必要です。

家庭で保育できない保護者に代わって保育をします。



小規模
保育事業所

0～2歳児（定員は19人以下）

認定が必要です。

家庭で保育できない保護者に代わって保育をします。
3歳児以上は他の園への転園が必要です。



認可外保育施設

0～5歳児

都道府県知事の認可を受けていない「保育施設」です。
無償化となるためには認定が必要です。

Q:「認定」って？

A: お子さんの「年齢」や「保育を必要とする事由」「保育が必要な時間」に応じて、市が「保育の必要性」を認めることです。

認定の申請は、**保育園・認定こども園**の入園申込時に行います。

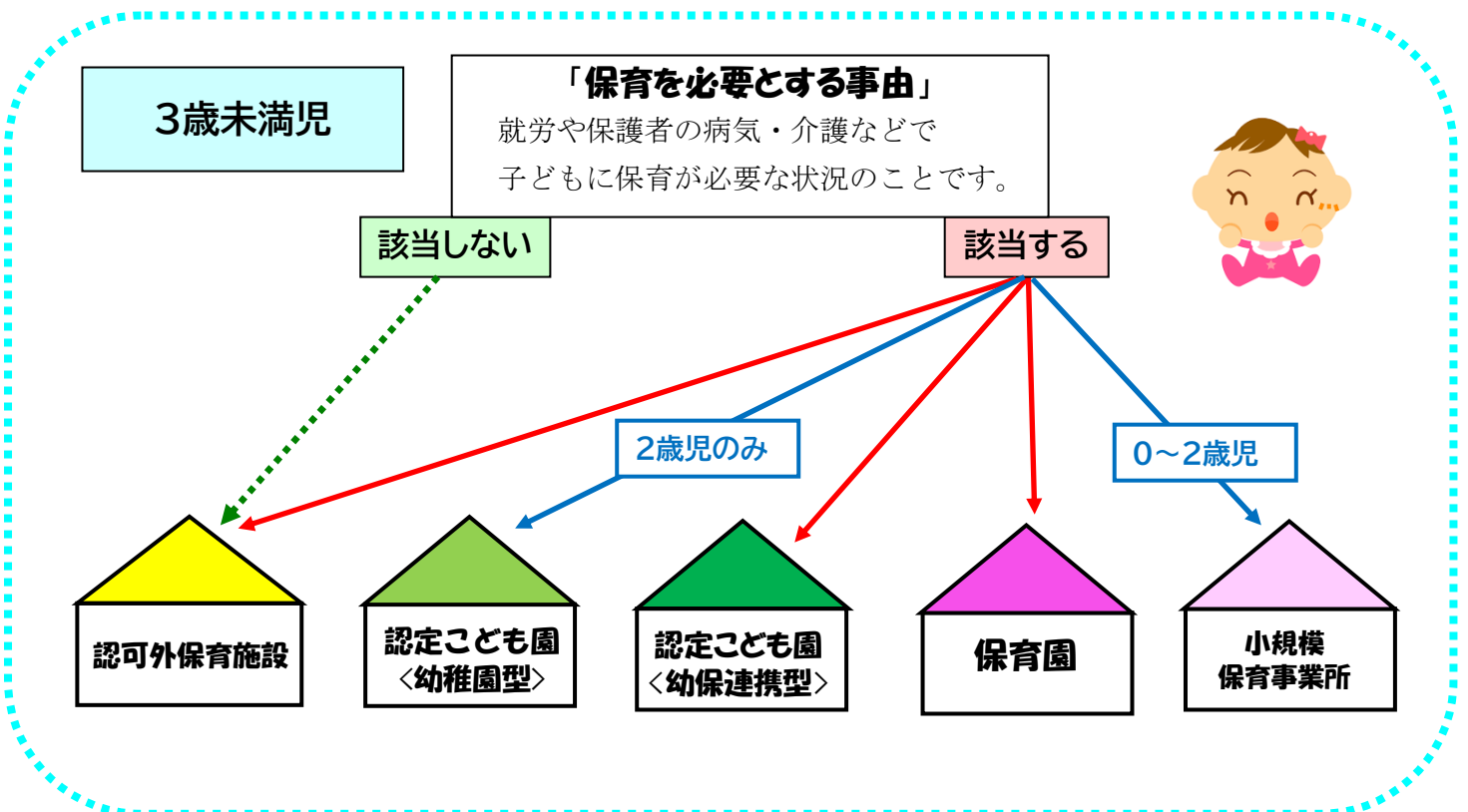
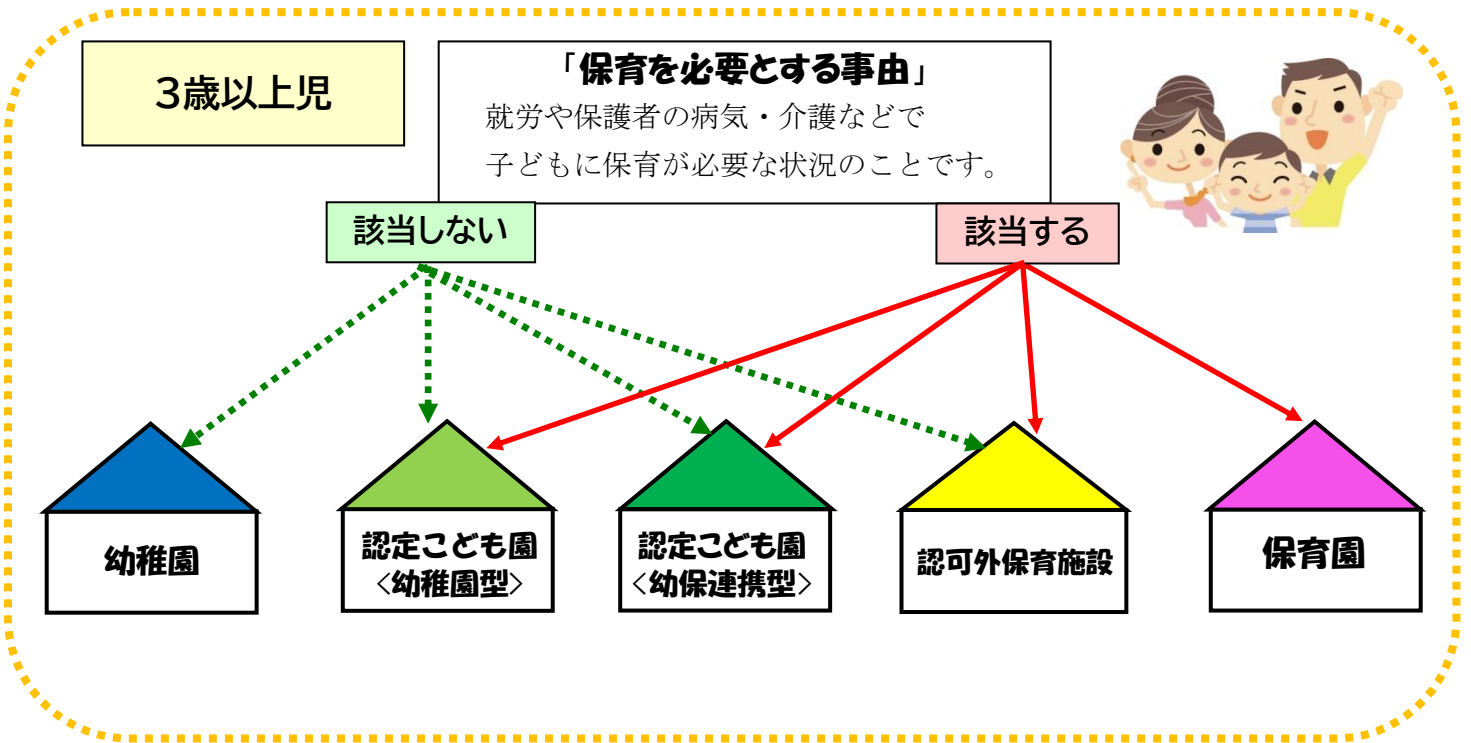
Q:「保育を必要とする事由」って？

A: 就労や保護者の病気・介護などで子どもに保育が必要な状況のことです。

選び方は？



お子さんの年齢や各家庭の都合に応じて選んでね。



よくある Q&A ①



入園したら
どんなことに
お金がかかりますか？

※記載事項以外にも
実費徴収する場合があります。
(新年度用品・遠足代金など)
…ご了承ください。

3～5歳児クラスで年収360万円未満の家庭は、副食費(おかず代)が免除されます。



※幼稚園・認定こども園の 満3歳保育とは？

満3歳の誕生日の次月1日から『1号認定』で入園できる制度です。無償化の対象になります。保育園・認定こども園の保育認定のお子さんは対象外です。

詳しくは各幼稚園・認定こども園・子育てコンシェルジュにお問い合わせください。

無償化の対象になるのは、どんな場合ですか？

詳しくは子育て支援課にお問い合わせください

(幼稚園) 66-1108
(幼稚園以外) 66-1107

幼稚園：(㊦あけぼの幼稚園、㊦あさひこ幼稚園)

無料—3～5歳児、満3歳保育の授業料・保育料

有料—給食費、送迎バス代(利用児のみ)、教材費、制服代 等

認定こども園：(㊦木船幼稚園)

無料—3～5歳児、満3歳保育の保育料

有料—給食費、送迎バス代(利用児のみ)、教材費、制服代 等

第1子で2歳児の保育料(世帯の課税状況により算定します)

認定こども園：(㊦鹿島こども園)

無料—3～5歳児の保育料

有料—3～5歳児の給食費、教材費(全員) 等

第1子で0～2歳児の保育料(世帯の課税状況により算定します)

保育園：(㊦みどり保育園・全公立保育園)

無料—3～5歳児の保育料

有料—3～5歳児の給食費、おやつ代 等

第1子で0～2歳児の保育料(世帯の課税状況により算定します)

小規模保育事業所：(㊦むつみの丘)

有料—第1子の保育料(世帯の課税状況により算定します)

教材費(全員) 等

※0～2歳児の保育料は給食費、おやつ代を含みます。

幼稚園、認定こども園、保育園、小規模保育事業所の 授業料・保育料

3～5歳児(4月1日時点の満年齢)

満3歳保育の利用児(保育の必要性なし1号教育認定のみ)

住民税非課税世帯の0～2歳児

第2子以降の0～2歳児

幼稚園、認定こども園の預かり保育の利用料

「保育の必要性の認定」のある3～5歳児(新2号認定)

※月額 11,300円まで

住民税非課税世帯の満3歳保育児

※月額 16,300円まで

認可外保育施設の利用料

「保育の必要性の認定」のある3～5歳児

※月額 37,000円まで

「保育の必要性の認定」のある住民税非課税世帯の0～2歳児

※月額 42,000円まで

(新3号認定)

よくある Q&A ②



長い時間利用
できますか？



幼稚園:各幼稚園が定めた保育時間の他に希望者への預かり保育(有料)を行っています。

「保育の必要性の認定」がある場合は無償化の対象です。(上限あり)

保育園、認定こども園、小規模保育事業所:

「保育の必要性の認定」に応じた時間内で利用できます。

標準認定—午前7時30分～午後6時30分

(利用する園の開園時間内での利用になります)

短時間認定—午前8時30分～午後4時30分

必要に応じて延長保育が利用できます。(有料)

居住地域によって
申込み先の制限は
ありますか？

制限はありません。

幼稚園:住民票が蒲郡市にあるかどうかにかかわらず、どちらの幼稚園にも申し込みできます。

※各幼稚園では、特色のある教育を行っています。

詳しくは各幼稚園にお問い合わせ下さい。

保育園、認定こども園、小規模保育事業所:住民票が蒲郡市にある方、又は蒲郡市に転入予定の方ならどこの施設にも申し込みができます。園区はありません。

※定員や空き状況に応じて希望園以外の園をご案内する場合があります。

年齢の数え方
“ 歳児 ”とは？

年度初めの4月1日の満年齢を基準に算定します。

※誕生日を迎えて満年齢が上がっても、年度内(4月～3月)に“ 歳児 ”の変更はありません。1年生・2年生などと同じ考え方です。

認定について
教えてください

入園するための
認定

(1号認定) 満3歳以上で保育の必要がないお子さん
幼稚園・幼稚園満3保育・認定こども園 教育目的利用

(2号認定) 満3歳以上で保育の必要があるお子さん
保育園・認定こども園 保育目的利用

(3号認定) 満3歳以下で保育の必要があるお子さん
保育園・認定こども園・小規模保育施設 保育目的利用

保育料の無償化を
受けるための認定

(新2号認定) 幼稚園・認定こども園・認可外保育施設に通う3～5歳児で保育の必要があるお子さん

(新3号認定) 認可外保育施設に通う0～2歳児で保育の必要がある住民税非課税世帯のお子さん